

納税者勝訴、約1,400万円の課税処分を取消し

遺留分減殺請求、相続分零なら 相続する所得税も「0円」に

東京地裁は10月18日、原告（相続人）が納める義務を承継する被相続人の所得税について、本件遺言は原告の指定相続分を零と定めたものと認定できるため、原告が承継する所得税も「0円」であると判断、約2,800万円（裁決での一部取消し後は約1,400万円）の課税処分の全部を取り消した。今回の事案の原告は、本件遺言の内容（原告の相続分ゼロ）に不服があり、ほかの共同相続人に対して遺留分減殺請求を行っていた。課税当局は、この遺留分減殺請求により、原告が納める義務を承継する被相続人の所得税はその遺留分割合に相当する割合（20分の1）により按分して計算されるなどと主張していたが、裁判所によって一蹴されている。なお、敗訴した国側は控訴を断念。本事案は確定済みだ。

原告は「0円」、国側は20分の1に修正された「約1,400万円」と主張

今回紹介する事案の最大の争点は、遺言により相続分が零と指定された場合に、被相続人から相続人へ承継される所得税の額が遺留分減殺請求によって修正されるか否かだ。

この争点に対して原告（相続人）は、被相続人は遺言により原告の相続分を零と定めたから、原告が納める義務を承継する被相続人に課されるべき所得税の額は0円であり、このことはその後原告が遺留分減殺請求権を

行使しても左右されないと主張していた。

一方、国側（被告）は、原告が行った遺留分減殺請求により、原告の指定相続分はその遺留分割合に相当する20分の1に修正されるから、原告が承継する被相続人に課されるべき国税は、20分の1の割合により按分して計算された約1,400万円（被相続人の納付すべき所得税約2億8,000万円×「20分の1」）であると主張していた。

審判所、納税者・税務署双方の主張を斥け「20分の1」に修正されたと判断

今回の事案について審査請求では、被相続人から承継される所得税（総額2億8,000万円）について、納税者が「0円」と主張する一方で、税務署は「10分の1に修正された2,800万円」とであると主張していたが、審判所は、いずれの主張も斥ける判断を示していた（一部取消し）。審判所は、遺産分割の方法の指定を併せ含む相続分の指定がなされた場合、その相続分の指定そのものが減殺の対象になり、結果的に、減殺請求をした遺留分権利者の遺言により指定された相続分は、遺留分の限度で修正されると指摘。遺留分権利者である請求人の遺留分は、全体の遺留分割合を請求人の法定相続分10分の1の割合に応じて配分した20分の1となり、遺言により指定された相続分（零）は20分の1に修正されたと判断していた（本誌452号13頁参照）。

判決要旨

通則法5条1項は、相続があった場合には、相続人は、その被相続人に課されるべき国税を納める義務を承継する旨を定め、同条2項は、その場合に、相続人が2人以上あるときは、各相続人が承継する国税の額は、同項の国税の額を民法900条から902条まで(法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定)の規定によるその相続分によりあん分して計算した額とする旨を定めている。

本件遺言は原告の相続分を零と定めるものと認められるところ、これは民法902条の遺言による相続分の指定に当たるから、原告が納める義務を承継する被相続人の平成19年分の所得税の額は、通則法5条2項の規定に従い、被相続人の平成19年分の所得税の額に零を乗じて計算した額である0円となるというべきである。

原告の遺留分の侵害額の算定に際しては、本件遺言で原告の相続分が零と定められたことを前提に、原告の法定相続分に応じた相続債務の額は遺留分の額に加算することなく計算されることとなると解される(最高裁平成21年3月24日第三小法廷判決参照)。

そのうえで、……遺留分権利者が減殺を請求した場合、……受遺者が取得した権利は遺留分を侵害する程度で当然に遺留分権利者に帰属するところ、このようにして帰属した権利は、遺産分割の対象となる相続財産としての性質を有しないものであって(最高裁平成8年1月26日第二小法廷判決)、このような性質のものとして権利が帰属したことに伴い、当該遺留分権利者の遺留分の侵害額の算定に当たりその基礎とされた指定による相続分について、その内容が修正されることとなるものと解すべき根拠は格別見だし難い。

原告が本件遺留分減殺請求をし、その効果として一定の権利を取得したことをもって、本件遺言でされた原告についての相続分の定めが被告の主張するように修正されるものとは解し難いというべきである。

【表】 被相続人から承継される所得税に係る原告・国の主張と裁判所の判断

原告（相続人）	被告（国側）	裁判所の判断
0円 (原告の相続分が零のため0円)	1,400万円 (2億8,000万円×「20分の1」 = 1,400万円)	0円 (2億8,000万円×「0」= 0円)

相続分を零とする遺言、減殺請求をしても承継される所得税は0円と判示

2億8,000万円×「0（相続分零）」=0円

東京地裁民事第3部の八木一洋裁判長は、本件遺言について原告の相続分を零と定めるものであると認定した。

そのうえで、原告の相続分を零と定めた遺言は、民法902条の遺言による相続分の指定に当たるから、原告が納める義務を承継する被相続人の平成19年分の所得税の額は、国税通則法5条2項の規定に従い、被相続人の平成19年分の所得税の額に零を乗じて計算した額である0円となるというべきであるとの判断を示している（表参照）。

この判断内容は、原告の主張を全面的に採用する一方で、国側の主張を一蹴するものだ（判決要旨参照）。

敗訴した国側は控訴断念

なお、本事案で敗訴した国側は、東京高裁への控訴を断念したことが本誌取材により判明している。

国側の控訴断念により、原告が納める義務を承継する被相続人の平成19年分の所得税は約1,400万円であるとした課税処分を取り消しは確定することとなった。